

でんさいライトサービス利用規定

中南信用金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客さま」といいます）に提供するでんさいライトサービス（以下「本サービス」といいます。）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則及びでんさいライト利用規程（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条（利用の申込み）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、利用申込書及び口座振替依頼書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
2. お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申込みのほか、自らを債務者とする発生記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みすることができます。

第2条（利用資格）

利用申込者又はお客さまは、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 一 当金庫のでんさいサービスを利用していいこと
- 二 債務者利用の場合は電子交換所の取引停止処分を受けていいこと

第3条（サービス内容）

1. 当金庫は、お客さまがでんさいライトを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - 一 電子記録の請求に関するサービス
 - 二 電子記録の開示に関するサービス
 - 三 でんさいの決済に関するサービス
 - 四 前3号に付随するサービス
2. お客さまは、業務規程等及び本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（請求の制限）

1. お客さまは、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客さま自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
2. 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第5条（開示の請求）

1. お客さまは、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法で、債権記録に記録されている事項及び記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。
2. 開示の請求結果の通知については、当金庫が定める方法により取り扱います。

第6条（利用日・利用時間）

1. 第3条に定めるサービスの利用日及び利用時間は、当金庫所定の利用日及び利用時間とします。
2. 当金庫所定の利用日及び利用時間については、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第7条（決済口座）

1. お客さまは、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫に届け出してください。
2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座又は当座預金口座とします。
3. 届出可能な決済口座の口座数は、1つとします。
4. 届出可能な決済口座は、お客さま名義の口座のみとします。

5. 決済口座の変更等については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

第8条（利用手数料）

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
2. 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード又は当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
3. 当金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
4. 当金庫が收受する利用手数料とでんさいネットが收受する手数料があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の任意とします。
5. 決済口座から利用手数料を引き落とす際に、領収書は発行しないものとします。
6. お客様は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料及び消費税等相当額を支払うものとします。
7. 過去にお客さまであった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料及び消費税等相当額をいただきます。
8. 資金不足等により引落不能が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第9条（口座間送金決済）

1. 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。
2. 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を普通預金規定、総合口座取引規定及び当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード又は当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
3. 前項による決済口座からの決済資金の引き落しができない場合は、債権者の口座への払い込みを行うことはできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間までに当該決済資金の入金があれば、払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
4. 支払期日が同日の複数のでんさいの支払があった場合、又はその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落すかの順序は、当金庫の判断により行います。
5. でんさいの分割譲渡により支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落しを行います。

第10条（口座間送金決済の中止）

債権者又は債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

第11条（支払不能時の取扱い）

1. 当金庫は、お客様の決済口座からでんさいの決済資金を引き落とせない事由が生じた場合、その事由をでんさいネットへ通知するものとします。
2. 前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立することができます。
3. 前項の異議申立は、前項のお客さまが、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当金庫に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
4. 支払不能事由が不正作出である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第12条（債権者利用限定特約等）

1. 当金庫は、当金庫が必要と認めた場合に債務者利用停止措置をとることができます。この場合、業務規程等に基づき、当金庫所定の期間を経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱います。

2. お客さまが、債権者利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を得たうえで、当該特約の解除を行うことができます。
3. 前項の債権者利用限定特約には、第1条第2項に基づき同特約の利用申込を行った場合のほか、本条第1項又は業務規程等の定めにより債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱う場合を含みます。

第13条（利用者登録事項の変更）

お客さまは、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出してください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条（個人であるお客さまが死亡した場合の取扱い）

1. お客さまが死亡した場合に相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - 一 でんさいネットが指定する書類
 - 二 当金庫が指定する書類
3. 相続人等は、第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第15条（合併及び会社分割の取扱い）

1. お客さまの合併又は会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客さまは、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その旨を届け出してください。
2. 前項の場合には、お客さまは、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部又は一部を利用できない場合があります。

第16条（利用者による解約）

1. お客さまは当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等に係る契約の解約の申出を行うことができます。
2. 前項の解約は、当金庫がお客さまを電子記録債務者又は債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したときに行うことができます。

第17条（当金庫による解除等）

1. 当金庫は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、お客さまに事前に通知したうえで、本規定に基づく契約を解除することができます。
 - 一 業務規程等に定める解除事由に該当した場合
 - 二 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 三 本規定に違反した場合
 - 四 その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
2. 当金庫が、前項の規定により解除の通知を発信した場合には、到達のいかんにかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
3. 本規定による契約が解約又は解除された後も、第8条（利用手数料）、第25条（機密保持）、第28条（免責事項）、第31条（規定等の変更）及び第33条（準拠法・合意管轄）の規定はなお効力を有するものとします。

第18条（解約時の未処理取引）

当金庫は、利用契約が解約又は解除等により終了した場合には、その時までに各種請求等の処理が完了していない取引依頼について、その処理をする義務を負わず、またそれによって生じた損害についても責任を負いません。

第19条（破産手続開始決定等の届出等）

お客さまは、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、その旨を届け出るものとします。

第20条（でんさいサービスから本サービスへの移行）

当金庫のでんさいサービスから本サービスへ移行する場合において、仕掛中債権に該当するでんさいがない状態においてのみチャネル移行を許容します。

第21条（信託の電子記録）

当金庫の本サービスでは信託の電子記録を取り扱わないことから、お客さまが信託財産の受託者としての利用をすることはできません。

第22条（電子記録の訂正等の届出）

お客さまは、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、当金庫の取引店等に直ちにその旨を届け出るものとします。

第23条（利用可能な文字）

1. 決済口座等におけるお客さまの名称若しくは氏名等いでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合、でんさいネットが指定する文字に変更することがあります。
2. お客さまは、お客さま又は他の利用者の名称又は氏名等いでんさいネットが指定していない文字等が含まれている場合において、でんさいネットが指定する文字等で記録されたときに異議を述べることができないものとします。

第24条（利用者情報の取扱い）

1. 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。

2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。

なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第1号から第3号までの利用とします。また、本項第4号から第9号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客さまに関するものに限ることとします。

一 でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため

二 でんさい取引円滑化のため

三 当金庫の与信取引上の判断のため

四 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため

五 本サービスの申込みの受付及び継続的な取引における管理のため

六 お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

七 市場調査、データ分析及びアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため

八 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため

九 その他当金庫との取引を円滑に行うため

3. 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のため及び参加金融機関の与信取引のために、でんさいネット及び第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。

4. でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のため及び参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。

5. でんさいネット又は当金庫は、業務規程等に基づき債権記録に記録されている事項又は記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客さまは、当該開示について同意するものとします。

一 発生記録における債務者の決済口座に係る情報

二 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報

三 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報

四 利用者等の属性、利用者番号及び代表者名

五 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座を含む）

六 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報

七 支払不能事由に係る情報

八 異議申立の有無に係る情報

九 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知又は当該請求の取消に係る情報

十 その他業務規程等で開示の対象となる情報

第25条（機密保持）

お客さまは、本サービスによって知り得た当金庫及び第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第26条（通知等の連絡先）

- 当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、でんさいネット又は当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- 当金庫がお客さまにあてて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、又は送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫の責めによらない通信機器、回線及びコンピュータ等の障害並びに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第27条（障害時の対応）

当金庫は、でんさいライトの障害等によりお客さまがでんさいライトを用いた記録請求ができない場合、業務規程等に基づき書面により記録請求を受け付けるものとします。

第28条（免責事項）

- 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座（代表口座）による届出印とし、お客さまは当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客さまの意思を表示した書面であるものとみなします。
- 当金庫が、諸届書類又は諸請求書類に使用された印影又は署名を、届出印（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類又は諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫以外の参加金融機関又はでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない裁判所等公的機関の措置によりお客さまに生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、又は盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 本サービスを通じてなされたお客さまと当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 本サービスに使用する端末及び通信媒体が正常に稼動する環境については、お客さまの責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、又は成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む）、当金庫はお客さまの承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することができます。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第29条（でんさいの活用）

- お客さまは、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、でんさいライトを通じて、又は当金庫所定の手続きにより、でんさい割引等の申込みができるものとします。
- でんさいライトを通じた割引申込に関して、お客さまは、当金庫に対し、割引希望日の3営業日前の15時までに割引申込を行うものとします。この際、次の条件を前提とすることとします。
 - 業務規程等に基づく譲渡・分割譲渡記録請求の手続きについては、当金庫に依頼すること
 - 当該記録請求は、当金庫が定める日時において行われること及び申込人であるお客さまを電子記録保証人とする保証記録が随伴されること
 - 当金庫が、譲渡された電子記録債権を返還する場合の当金庫による記録請求の手続きは、でんさいネットが記録請求を制限していない期間において、当金庫を電子記録保証人とする保証記録が随伴しない譲渡記録によって行われること
- 前号の記録請求の手数料は申込人であるお客さまが負担すること
- でんさいライトを通じた割引申込に関して、当金庫は、お客さまから割引申込を受ける都度、当金庫所

定の審査を行い、当該申込を謝絶する場合があります。審査結果についてはでんさいライトを通じて都度通知します。

4. でんさいライトを通じた割引申込に関して、お客さまは、希望日に割引がされないことがあることがあります。希望日より割引が遅延又は割引されなかつたことにより損害等が生じても、原則として当金庫は責任を負いません。

第30条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第31条（規定等の変更）

1. 当金庫は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
2. 変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。
3. 当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第32条（業務規程等による取扱い）

1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
2. 災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第9条第2項の規定にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第33条（準拠法・合意管轄）

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上